

主唱：厚生労働省・内閣府

見すぎすな 幼い子ども SOS



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときやご自身が出産や子育てに悩んだときには、児童相談所や市町村の窓口にご連絡してください。

24時間
つながります

虐待と思ったらすぐお電話を

児童相談所
全国共通
ダイヤル

0570-064-000



お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします。*一部地域では使えないことがあります。*PHSや一部のIP電話からはつながりません。

児童虐待問題は社会全体で解決しなければならない重要な課題です。

11月は児童虐待防止推進月間です。

児童虐待の定義は・・・

児童虐待とは、

【身体的虐待】	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
【性的虐待】	性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
【ネグレクト】	家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置すること など
【心理的虐待】	言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前でドメスティック・バイオレンスを行うこと など

子どもを虐待から守るために・・・

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときには、ためらわずに子どもを虐待から救うための行動を起こしてください。

**「あなた」からの連絡が、
子どもを虐待から守るための大きな一歩となります。**

- 連絡は匿名で行うことも可能であり、また、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。
- 連絡により、虐待を行った保護者への支援にもつながります。
- 市町村では、子どもを虐待から守るために、子どもに関係するさまざまな機関からなるネットワークを作っています。このネットワークの関係機関は、子ども虐待を発見しやすい立場にあるので、いち早く「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけるために、連携・協力をしながら、虐待防止につとめています。

ネットワークの関係機関

- 児童相談所 ●福祉事務所 ●市町村 ●保健所、保健センター ●子育て支援センター ●民生・児童委員 ●保育所 ●幼稚園 ●医療機関 ●学校 ●警察 ●児童福祉施設 ●民間の相談機関 など

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけた時の連絡は・・・

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときには、児童相談所や市町村の窓口にご連絡してください。

お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします。

児童相談所全国共通ダイヤル

0570-064-000

- ※ お住まいの地域を管轄する児童相談所を特定するため、お住まいの地域の郵便番号等を押していただくことがあります。(プッシュ信号が出せない電話からは入力できません)
- ※ 一部、本システムに未加入の地域があります。(未加入の場合は、児童相談所の電話番号がアナウンスされます)
- ※ PHSや一部のIP電話からはつながりません。

- 最寄りの児童相談所の所在地などは厚生労働省ホームページで見ることができます。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv.html>
トップページ「行政分野ごとの情報」内「子ども子育て支援」→「児童虐待防止対策・DV防止対策等」
- 携帯版ホームページ
<http://www.mobile.mhlw.go.jp/jidousoudan/index.html>





じ どう ぎやく たい
なくそう! 児童虐待
 まも こ
守ろう! 子どもたちを

こ ぎやくたいぼう し
 子どもの虐待防止オレンジリボン
 オレンジリボンには子どもの虐待を防止するメッセージが込められています

が つ じ どう ぎやく たい ぼう し すい しん げつ かん
 ~11月は児童虐待防止推進月間です~

み すすな
 おきな こ
 幼い子どもの
SOS



こ ぎやく たい まも じょう
子どもを虐待から守るための5か条

- ① 「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)
 みなさんからの通告が子どもの心と命を守ります。
 虐待を受けたと思われる子どもを発見した時は、
 速やかに通告してください。
 ※誰が通告したかをもらすことはありません。
- ② 「しつけのつもり…」は言い訳
 (子どもの立場で判断しましょう)
- ③ ひとりで抱え込まない
 (あなたにできることから即実行しましょう)
- ④ 親の立場より子どもの立場
 (子どもの命が最優先です)
- ⑤ 虐待はあなたの周りでも起こりうる
 (特別なことではありません)

こ
子どものみなさんへ

かてい ともたち なや
 家庭のことや友達のことでも悩んでいませんか。
 ひとりで悩まないで周りの誰かに相談しましょう。
 かき そうだんさき めんわ そうだん
 下記の相談先では電話により相談を
 うけつけています。



そうだんさき こ こんわ そうだん
相談先 (子どもの電話相談)
 がつ せん
 月~金 8:30~17:00
 (東部) 0857-29-5460
 (中部) 0858-22-4152
 (西部) 0859-33-2020

児童虐待ってどんなこと？

児童虐待は、親や親にかわる養育者(同居人)などが、子どもに対して行う次の行為をいいます
しつけのつもり……そんなつもりはなかった……は親の言い訳
子どもの立場で考えてみましょう

身体的虐待

殴る、ける、たばこの火を押し付ける、首を絞める、熱湯をかける、異物を飲ませる、家の外に閉めだすなど

ネグレクト (育児放棄又は怠慢)

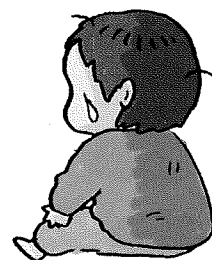
適切な衣食住の世話をしない、病気なのに医者には診せない、家に閉じ込める、車内や室内に置き去りにする、保護者以外の同居人による虐待を保護者が放置するなど

性的虐待

子どもに性的行為を強要する、子どもに性器や性交を見せる、ポルノ写真のモデルにするなど

心理的虐待

言葉によるおどし、無視や拒否的態度、兄弟姉妹間での著しい差別的態度、子どもの目の前で配偶者等に対する暴力(ドメスティック・バイオレンス)を行うなど



こんなサインに気づいてください



- 虐待を受けた子どもには、様々な兆候が表れてきます。
- 一見、問題行動ととらえられるような行動の背景には、虐待があるかもしれません。
- 虐待の苦しみを様々な行動や態度で表現しているかもしれません。

～なにげない行動や態度から、

助けてという「小さなサイン」に気づいてください～

子どもの行動や状況

- 理由もなく、連絡もしないで学校をよく休む
- 髪の毛、顔、手足が不潔でにおいがする
- 季節に合わない衣服や不潔な衣服を身につけている
- 身体に不自然な外傷、あざ、やけどなどがみられる
- 表情が乏しい、無表情、笑わない
- 他人をしつように責めたり、動物をいじめたりする
- 年齢不相応の性的な言葉や行為がみられる
- 他者との身体接触を怖がる
- 特に病気ではないのに身体的発達が悪く遅れている
- 不自然な時間帯のはいかいが多い
- 集団から離れ、孤立していることが多い
- 脱水症状や栄養不良がみられる など

保護者・養育者の行動や状況

- 大声で怒鳴ったり叱ることがあり、たたく音や叫び声がある
- 地域や親族との交流がなく、孤立している
- しつけと言って殴る、けるといった行為がみられる
- 子どもがケガをしたり、病気になっても医者にみせようしない
- 寝具・衣服などの清潔への配慮がみられない
- 先生、近隣の住民等との接触を避ける
- 子どもを外傷ややけどについて、不自然な状況説明をする
- 妊娠や出産を喜んでいない など

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときは…

子どもの様子がおかしい、気になると感じたら、すぐに最寄りの市町村の窓口や児童相談所、福祉事務所に連絡してください。

児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけた場合、みなさんには連絡(通告)する義務があります。

※誰が連絡(通告)したかをもらすことはありません。

発見から
援助まで

発見
虐待を疑い、気づいた人
相談 通報



◆相談窓口

児童相談所

市町村

福祉事務所

相談(通報)を受けた市町村・児童相談所等は

◆関係機関

情報収集・調査

子どもの身柄の安全を確認します

受理会議

緊急性の有無を判断します

関係機関との連携

援助方針を決定し、子どもたち・親の支援体制を作ります

医療機関

- ・児童相談所での一時保護
- ・児童福祉司の指導
- ・児童養護施設等への入所
- ・医療機関での治療
- ・親子へのカウンセリング等心理的ケアの実施
- ・早期家庭復帰への支援 等

児童福祉施設

保健所

警察

民生・児童委員

学校

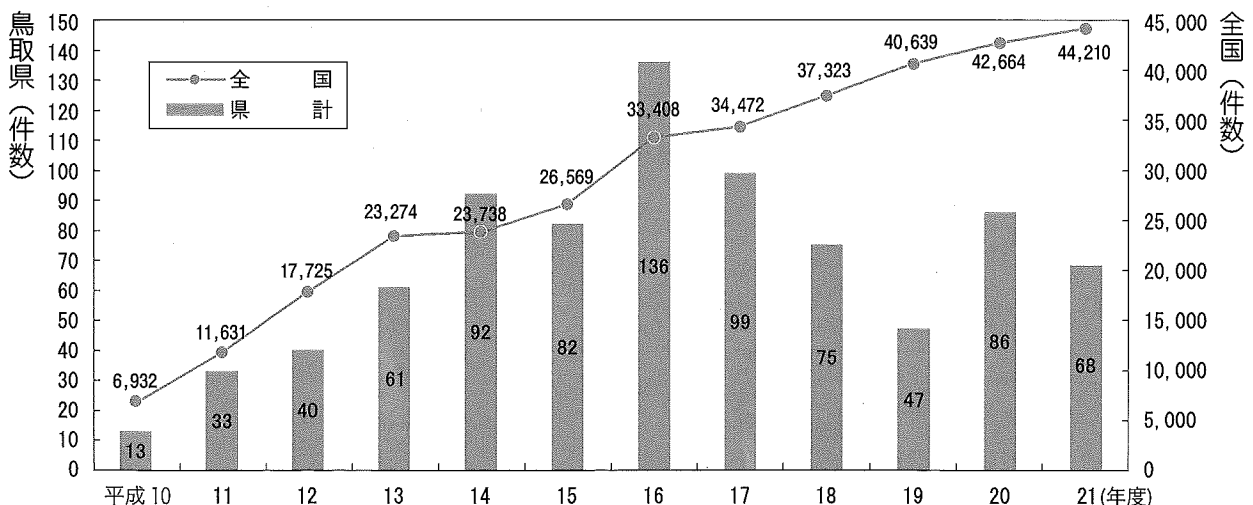
地域の住民

関係団体等

保育所
幼稚園

増加する子どもの虐待

★児童相談所における児童虐待相談処理件数の推移

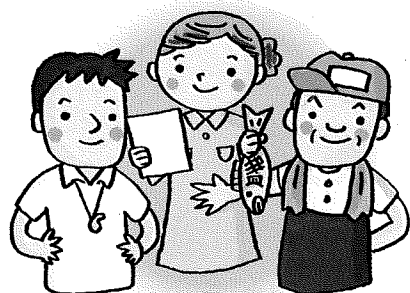


保護者のみなさんへ

子育てに悩んでいませんか？
 自分だけがうまく子育てできていない、
 助けてくれる人がいない、子どもの成長が気になる…など
 自分を追いつめてしまっていないですか？
 でも、悩んだり不安にならない人は誰もいません
 ひとりで悩まず、相談してみましょう



地域のみなさんへ



ひとりで、また、ひとつの機関のみで、子どもを虐待から
 守ることはできません。
 虐待を防止するためには、みんなの協力が不可欠です
 あなたも子どもを守るネットワークの一員になってください！
 あなたの勇気と行動が、子どもの心と命を守ります

児童相談・児童虐待相談機関一覧

虐待を受けている疑いのある子どもを見つけたとき、また自分自身が虐待をしてしまいそうなとき、
まず、相談してください

	相談機関名	所在地	電話番号
児童相談所	鳥取県福祉相談センター(中央児童相談所)	鳥取市江津318-1	0857-23-1031
	鳥取県倉吉児童相談所	倉吉市宮川町2丁目36	0858-23-1141
	鳥取県米子児童相談所	米子市博労町4丁目50	0859-33-1471
市町村	鳥取市中央保健センター(子ども家庭支援室)	鳥取市富安2丁目104-2	0857-20-0122
	米子市(こども未来課)	米子市加茂町1丁目1	0859-23-5176
	倉吉市(子ども家庭課)	倉吉市葵町722	0858-22-8120
	境港市(子育て支援課)	境港市上道町3000	0859-47-1077
	岩美町(住民生活課)	岩美郡岩美町浦富675-1	0857-73-1415
	若桜町(保健センター)	八頭郡若桜町若桜801-5	0858-82-2214
	智頭町(教育課)	八頭郡智頭町智頭2072-1	0858-75-3112
	八頭町(福祉環境課)	八頭郡八頭町郡家493	0858-76-0205
	三朝町(町民課)	東伯郡三朝町大瀬999-2	0858-43-3505
	北栄町(町民課)	東伯郡北栄町由良宿423-1	0858-37-5866
	湯梨浜町(子育て支援課)	東伯郡湯梨浜町久留19-1	0858-35-5321
	琴浦町(町民生活課)	東伯郡琴浦町徳万591-2	0858-52-1703
	日吉津村(福祉保健課)	西伯郡日吉津村日吉津872-15	0859-27-5952
	大山町(幼児教育課)	西伯郡大山町御来屋263-1	0859-54-5219
	南部町(町民生活課)	西伯郡南部町法勝寺377-1	0859-66-3116
	伯耆町(総合福祉課)	西伯郡伯耆町吉長37-3	0859-68-5534
	日南町(福祉保健課)	日野郡日南町生山511-5	0859-82-0374
	日野町(健康福祉課)	日野郡日野町根雨101	0859-72-0334
江府町(福祉保健課)	日野郡江府町江尾2088-3	0859-75-6111	